

インフルエンザの出席停止期間について

令和5年度 屋部中学校

インフルエンザ出席停止期間

発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後
2日を経過するまで
学校保健安全法施行規則
(平成24年4月1日施行)

事例	発症日 0日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過		
							登校可	登校可	登校可
例1 発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
	出停	出停	出停	出停	出停	出停	登校可	登校可	登校可
例2 発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目			
	出停	出停	出停	出停	出停	出停	登校可	登校可	登校可
例3 発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
	出停	出停	出停	出停	出停	出停	登校可	登校可	登校可
例4 発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
	出停	出停	出停	出停	出停	出停	出停	登校可	登校可
例5 発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	
	出停	出停	出停	出停	出停	出停	出停	出停	登校可

※上記は基準であり、医師において感染のおそれがないと認められる場合はこの限りではありません。

※回復が十分でないときは無理せず自宅療養するよう、お願いします。

※診断書・治癒証明書の提出は要りません。医師からインフルエンザと診断されたら、保護者から学校へ医師の診断結果を連絡してください。〈電話で可〉

学校に伝えてほしいこと

- 発熱した日
- 受診した病院名
- 医師の指示
- 本人の体調〈病状〉や様子

